

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

石川県知事 馳 浩 様

提出者

住 所 石川県白山市倉光三丁目8番地
氏 名 白山石川医療企業団
企業長 卜部 健
電話番号 076-275-2222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公立松任石川中央病院
事業場の所在地	石川県白山市倉光三丁目8番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	病床数305床
③従業員数	850名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 焼却(委託処理) 引火性廃油 → 焼却(委託処理)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物排出

- ・ 分別教育
- ・ 回収時確認
- ・ マニフェスト管理
(電子)

(担当課)

白山石川医療企業団
経営企画部 経営企画課

→

収集業者

- ・ 収集状況確認
- ・ 収集車現状確認

(担当課)

白山石川医療企業団
経営企画部 経営企画課

→

処理業者

- ・ 処理場視察と状況把握
- ・ 最終処理方法の確認

(担当課)

白山石川医療企業団
経営企画部 経営企画課

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排出量	125.7 t	3.0 t

(これまでに実施した取組)

- ・ 病院職員に対する「廃棄物分別」に関するマニュアルの策定
- ・ 委託業者処理場の訪問と実態把握
- ・ 再利用品への転換検討

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
排出量	130.0 t	3.3 t

(今後実施する予定の取組)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着くも、感染制御は病院にとって重要であり高度なレベルで維持することが求められている。そのためディスプレイ製品への切り替えが続いている。今後も廃棄物と感染制御のバランスを保ちつつ適切な使用を心がけるよう教育する。

また、救急を含めた患者の増加により処置・手術件数が増えており、病理診断に伴うホルムアルデヒド・キシレンなどの引火性廃油の使用が増加している。

排出量最小化の為に取り組みについては、「新人教育やマニュアルの利用による“廃棄物分別”の徹底」「廃棄物分別に関する実地指導とチェック」等を行い、また各委員で「再利用製品への転換に向けた検討」も行う。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 病院職員に対する「廃棄物分別」に関するマニュアルの策定

② 計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 再利用製品への転換に向けた検討

~~自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項~~

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	（これまでに実施した取組） ＝		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	（今後実施する予定の取組）		

~~自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項~~

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	＝	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	（これまでに実施した取組） ＝ ＝		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	㊦	㊦
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） = =		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なう特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	125.7 t	3.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	125.7 t	3.0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・病院職員に対する「廃棄物分別」に関するマニュアルの策定 ・再利用製品への転換に向けた検討 ・委託業者処理場の訪問と実態把握		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	130.0 t	3.3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	130.0 t	3.3 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院職員に対する廃棄物分別に関する実地指導とチェック ・再利用製品への転換に向けた検討 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	128.7 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストシステムの利用を継続する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。